

川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例（令和5年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第6条第1項の規定による協議の申入れは、同項各号に掲げる行為を行う時まで、様式第1号の申入書を市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第6条第2項（条例第8条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 後退用地の範囲に関する事項
- (2) 後退用地の権原に関する事項
- (3) 後退用地の整備に関する事項
- (4) 後退用地の維持管理に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(任意協議)

第3条 条例第8条第1項の規定による協議の申入れは、様式第2号の申入書を当該協議に係る後退用地の所有者に送付することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による協議の申入れは、様式第3号の申入書を市長に提出することにより行うものとする。

(協議済通知書の交付等)

第4条 市長は、条例第6条第1項又は第8条第1項若しくは第2項の規定に基づく協議（以下この条において「協議」という。）が調ったときは、当該協議の相手方に対し、様式第4号の通知書を交付するものとする。

2 市長は、第2条第1項若しくは前条第2項の申入書の提出があった日又は同条第1項の申入書を送付した日から相当の期間を経過しても協議が調わないときは、当該協議を終了することができる。

3 市長は、前項の規定により協議を終了したときは、その旨を様式第5号の通知書により、当該協議の相手方に通知するものとする。

(勧告)

第5条 条例第7条第1項及び第11条第1項の規定による勧告は、様式第6号の勧告書により行うものとする。

(規則で定める後退用地)

第6条 条例第10条第1項の規則で定める後退用地は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接する敷地に接し、又は含まれる後退用地であつて、同法第42条第1項に規定する道路に該当しないものとする。

(命令)

第7条 条例第12条第1項の規定による命令は、様式第7号の命令書により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。